

一、爭議發生、場所 豊島區池袋一丁目七百九十五番地
二、爭議發生並解決日 八月廿三日 發生
九月一日 解決

三、事業主側

(1) 名 稱 池袋平和館
(2) 事業主、住所 名 豊島區池袋一丁目七百九十五番地

館主 一日 高久雄

(3) 事業、種類 活動上映 (日活系映画館)

(4) 資本、金 五十万円

(5) 企業系統 十三名

(6) 使用従業員數 十三名
〔技士三名、當番一名、表方二名、女給六名、無士一名、事務員一名〕

四、労働賃金

技士及無士、最高六万円、最低四万円、平均五万円
當番 日給四六五〇

表方 最高四〇円、最低三五円、平均三七円

女給 日給最高六五銭、最低四五銭、平均五五銭

事務員、日給八五円

(7) 退職手當制度並福利施設、有無 十三

(8) 事業主、団体關係

四、労働者側

(1) 爭議参加者數、六名 (技士二名、表方二名、當番一名、無士一名)

(2) 爭議参加者中組合加盟者數並其組合名、

六名、總同盟關東一般使用人組合二加盟

(3) 應援団体 同右

五、爭議發生原因並經過